

仕 様 書

建設局土木管理部西部土木みどり事務所
(担当 松尾、千原 電話 871-6721)

件 名	(単価契約) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の購入
予定数量	レギュラーガソリン 400リットル(1か月) 軽 油 470リットル(1か月) 灯 油 10リットル(1か月)
契約期間	令和8年10月1日から令和8年12月31日まで
契約条件	1 給油量の管理 給油カード(10台分、10枚)により管理すること。 灯油についても、上記カードにより管理すること。 2 給油対象車両(レギュラーガソリン及び軽油) 別紙のとおり なお、受託者は対象車両分の給油カードを発行することとし、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。 3 支払い方法 各月の月末締めで、当該月分の給油量の合計に単価を掛けた額を支払う。1円未満の端数は切り捨てるものとする。 4 (1) 契約決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)の軽油現金価格における京都の価格」(以下「公表価格」という。)の増減額(契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。)を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 (2) (1)に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。 5 その他 ○ 西部土木みどり事務所(京都市右京区西院西貝川町31番地)から概ね直線距離1.8km圏内の右京区又は中京区に給油スタンドを有するものとする。 ○ 給油スタンドでのフルサービスの給油とし、洗車等その他の業務は含まない。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 契約決定業者は本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を提出すること。○ 請求書や給油カードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。○ 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。○ 期間内の単価契約とし、見積書は、1 Lあたりの単価（税抜き・税込みとも）を記載すること。○ 灯油については、当事務所職員が受託者の給油スタンドにポリタンクを持参し、給油を受けるものとする。 |
|--|---|

【対象車両】

○ ガソリン対象

・ 普通自動車

京都 8 0 0 そ 4 1 0 7

・ 軽自動車

京都 8 8 0 あ 2 6 3 8

京都 8 8 0 あ 3 3 0 9

京都 8 8 0 あ 2 0 0 3

京都 8 8 0 あ 4 6 3 1

京都 8 8 0 あ 4 8 2 4

京都 8 8 0 あ 3 7 1 3

○ 軽油対象

普通自動車

京都 8 0 0 せ 5 6 2 2

京都 8 0 0 そ 1 3 0 6

京都 8 0 0 せ 1 5 9 1